

提言骨子（案）

※提言の叩き台となる部会長
私案として作成したもの

1 送還を促進するための措置の在り方**(1) 本人の事情を適切に把握等する措置**

- ① 送還を促進するための措置を講じる前提として、我が国への在留を希望する事情や本国への帰国が困難である事情がある者については、退去強制処分を行うか否かの判断に当たり、それらの事情が十分に把握され適切に考慮されるよう、手続の教示や事情の聴取に係る手続の充実・改善に努めること。
- ② 退去強制令書の発付から相当の期間が経過した場合に、送還に関する意向や在留を希望する事情が当初とは変化することもあり得ることに鑑み、これらの事情に関する意見聴取を十分にするとともに、把握された事情等に応じた適切な情報提供等を行うことにより、円滑な送還を妨げる事情を取り除くよう努めること。

(2) 退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置

- ① 退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、まずは、退去強制令書が発付された外国人に対し、我が国に在留することができない立場であることを理解させる必要があるところ、当該外国人に対し、退去強制令書の発付の意味を知らせるとともに、当該外国人から、出国・退去までの予定・段取り、難民認定申請や訴訟提起の意向の有無等を確認することで円滑な手続の進行に資するような仕組みを検討すること。
- ② 退去強制令書の発付を受けた者の早期の自発的な出国を促すため、当該外国人が早期の出国に応じる場合において、当該外国人の在留状況、家族関係等を考慮し、上陸拒否の特例として、早期の上陸・在留を可能とする制度を設けること。
- ③ IOM（国際移住機関）が実施している自主的帰国・社会復帰支援プログラムその他の支援プログラムをより一層有効に活用することにより、自主的帰国者の増加に努めること。

(3) 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設

正当な理由がないのに送還を拒んでいる被退去強制者に対し、①渡航文書の発給の申請等の一定の行為を行うよう命ずることや、②一定の期日までに退去するよう命ずることにより渡航文書の発給申請等や退去を義務付ける制

度を創設するとともに、これらの義務の履行を確保するため、命令違反に対し罰則を定めることを検討すること。

(4) 庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置

① 法律上、難民認定申請がされると、一律に送還が停止されることとされており、この送還の停止に着目し、送還の回避を目的とする難民認定申請を行う者が多数存在していることから、この送還停止効に一定の例外を設けることを検討すること。

他方、送還停止効の例外を設けるに当たっては、ノン・ルフールマン原則の趣旨に反しないよう、併せて検討すること。

② 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張する難民認定申請や、従前の難民不認定処分の特徴とされた判断に影響を及ぼすべき新たな事情のない再度の難民認定申請を迅速に処理する方策を検討すること。

③ 引き続き、平成26年12月第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会における「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」の提言を踏まえた施策の着実な実施に努めること。

(5) その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置

① 迅速な送還を実現するため、人的・物的体制の整備に引き続き努めるとともに、従来から実施している送還の方法を含め、有効な方策を推進すること。

② 本人の意思に反する送還の受入れを拒否する国との間では、送還に向けた外交的な取組を一層進めること。

③ 送還忌避者や各送還先国に関する情報の集積・分析により、国費送還の対象者の選定をより効果的・効率的に行うこと。

2 収容の在り方

(1) 収容期間の上限、収容についての司法による審査

① 収容期間の上限については、現状において、これを設けることは困難であると考えられるところ、長期収容の問題については、正当な理由がなく送還を忌避する者の迅速な送還、仮放免の適切な活用、後記(3)ア記載のように新たな収容代替措置を制度化することが可能である場合にはその活用などの各種の方策を組み合わせることにより、その防止を図ること。

② 収容に対する司法審査については、行政訴訟制度による司法審査の機会が確保されていることなどから、これを要するものとすることは困難であると考えられるところ、収容に関する現行の行政手続を尊重しつつ、より一層その適正さを担保する必要がある場合には、実務の負担にも配慮しな

がら、採り得る方策を検討すること。

- ③ 今後も、逃亡防止や出頭確保等について問題がない被退去強制者については、仮放免、特別放免、あるいは、後記(3)ア記載のように新たな収容代替措置を制度化することが可能である場合にはこれを活用すること。

(2) 被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療、被収容者の心情把握・ケアに関する取組等の被収容者の処遇

- ① 入管収容施設においては、保安上の支障等を来さない限り、被収容者のプライバシーに対する適切な配慮がされるべきであることから、被収容者の動静監視の在り方も検討しつつ、居室等の入管収容施設の環境の整備を進めること。
- ② 医療体制の一層の充実を図るため、兼業を可能とすることを含め、常勤医師の確保や近隣医療機関等との連携のための措置を講じること。
- ③ 治療拒否者に対しても必要な医療上の措置（本人の意思に反する場合も含む。）をとることを可能とするための体制の整備に努めるほか、必要に応じ、これを容易にするための法的措置を講じること。
- ④ 被収容者の心情の安定を図るとともに、送還等に関する意向を適切に把握することができるような仕組みを設けること。
- ⑤ 女性や障がい者等、特に配慮が必要な被収容者の処遇の在り方、家族等との面会の機会を一層確保するための措置の在り方その他入管収容施設における適切な処遇を確保するための運用や方策の在り方について、不断に検討、見直しを進めていくこと。
- ⑥ 被収容者による秩序の維持を阻害する行為を抑止するための方策を検討すること。

(3) 仮放免その他収容の長期化を防止するための措置

ア 仮放免の要件・基準、収容代替措置

- ① 被収容者の状況や収容を解くべき実質的な理由に応じて、仮放免を適切に活用すること。

仮放免については、被収容者の健康上の理由、出国準備等のため、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解くという本来の目的に沿うものとするとともに、仮放免の許否判断の透明性を確保するよう、その要件・基準を現在よりも明確なものにすること。

- ② 仮放免とは別に、いわゆる全件収容主義にとらわれることなく、新たな収容代替措置、例えば、被退去強制者について、直ちに出国できないことにやむを得ない事情がある場合であって、収容施設外で起居させることとしても確実に逃亡防止や出頭確保を図ることができるときは、収

容を解く措置について，導入の可否を検討すること。

イ 仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設

- ① 仮放免された者が定められた条件に違反して，逃亡し，又は正当な理由なく出頭しない行為に対する罰則の創設を検討すること。
- ② 収容代替措置を導入する場合，罰則を含む実効的な逃亡防止措置等についても併せて検討すること。

以 上